神奈川台場 VR コンテンツ制作等業務委託仕様書

１．業務名
　神奈川台場 VR コンテンツ制作等業務

２．業務目的
　神奈川台場は、幕末に防衛のため横浜港につくられた砲台場であり、専ら外交儀礼上の祝砲を放つ施設として利用された。都市の発展と共に埋め立てられ、現在は石積みの一部を除き遺構は地中にあるほか、設計図や当時の様子がうかがえる浮世絵・古写真などの史料が残っている。関東大震災や空襲の被害により、開港の歴史を語る遺構がほとんど残っていない横浜にとって大変貴重な遺跡だが、その全貌が目に見えず認知度が低いのが現状である。
　本事業では、神奈川台場やその周辺を仮想現実（以下、VR という）の技術を用いて再現し、映像や、遺構現地でスマートフォン等で体験できるコンテンツを制作する。コンテンツを通して神奈川台場の魅力をわかりやすく伝えることで、多くの地域住民や観光客に対し、未だ知られていない神奈川台場の歴史的意義を知ってもらい、開港都市横浜を物語る重要な遺産の価値を高めていくことを目的とする。制作したコンテンツは、にぎわい創出や観光振興、郷土学習への活用を推進し、横浜市や神奈川区への愛着や憧れを高めるものとして展開していくことを目指す。

３．委託期間
　契約締結日から令和８年２月 27 日(金)まで

４．委託業務の内容
（１）高精細 CG 制作
　幕末期の神奈川台場を高精細コンピューターグラフィックス(以下「CG」)で再現
　委託者が提供する史料を使用、それ以外の資料を使用する場合は受託者の責任において収集
　制作対象物範囲：
　　ア．神奈川台場
　　イ．神奈川台場周辺の横浜港全体（別紙地図による指定範囲）の遠景
　時期：神奈川台場が完成した幕末期以降中心
　再現精度：緻密さや質感等はコンテンツでの活用方法を考慮

（２）映像制作
　内容：（１）の CG を活用し、神奈川台場の特長や歴史的価値をわかりやすく伝える 10 分程度の映像作品を制作。1 分程度の予告版も制作。授業での活用やネットでの配信がしやすい仕様を踏まえつつ、高精細で臨場感のあるもの。
　用途：遺構が位置する神奈川区の公立小学校等での地域学習、神奈川区・横浜市の観光 PR
　言語：日本語音声、字幕日英併記

（３）体験型 VR システムの開発
　内容：コントローラー等を用いて、再現した神奈川台場 VR を操作することができる VR システムを開発
　用途：小学校での授業、開港資料館での講演会、地域のお祭りなどで出張実施
　上演設備や工事費は含まず

（４）スマートフォン向けガイドコンテンツの開発
　内容：（１）CG を活用し、スマートフォンやタブレットを使って QR コード等を使って読み込むと現地周遊に役立つガイドコンテンツが見られるスマートフォン向けコンテンツを開発
　ア. QR コードを読み込むポイント　箇所数：４か所以上　ポイントは別途協議して決定する。
　イ. そのうち２箇所以上で AR 機能を使う
　ウ. ガイドコンテンツは、現在の様子から築造当時の様子までの遷移・解説・周遊コース・史料のデジタ

ル参照・往時の神奈川台場のようすとともに写真が撮れる AR 機能・動画・アニメーションなどで表現すること。

エ．ガイドコンテンツは、スマートフォンやタブレット端末で閲覧するように最適化された画角・仕様とすること。

５．業務の進め方

（１）受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・業務実施計画書を提出し、委託者の承認を得て業務を実施すること。

（２）受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、効率的に業務を進めること。

（３）受託者は、委託者と十分な連携を図って業務を進めること。委託者から業務の進捗状況を把握するために資料を要求された場合は、速やかに提出すること。

（４）制作については、委託者が指定する学識経験者等から監修を受けること。なお、監修料は受託者負担とする。

６．成果物の納品

成果物については下記（１）～（４）とすること。なお、CG 等の納品時の電子媒体については、委託者と協議の上決定する。

（１）映像

①映像データ（10 分程度・日本語音声・日英字幕）

②予告映像データ（1 分程度・日本語音声・日英字幕）

（２）体験型 VR システム

①VR システム

②VR システムを運用できる PC およびコントローラー等の備品一式

（３）スマートフォン向けガイドコンテンツ

Web 上で稼働するコンテンツのデータ一式 ※サーバに上げた状態ではなく、保守運用は含まれない

（４）操作マニュアル

（５）（４）の操作方法や運用方法をまとめたドキュメント（紙媒体 1 部、PDF データ）

７．その他

（１）本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可等の手続きが必要な場合は、原則として受託者が代行して行い、それに必要な手数料等経費については、見積額及び契約額に含めること。

（２）本業務の成果物に係る著作権は原則として委託者に帰属するものとする。

（３）成果物に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利の使用については、書面で承諾を得るとともに、委託者に書面で報告すること。また、これらに係る費用については、見積額及び契約額に含めること。

（４）著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとする。

（５）成果物の瑕疵については、速やかに対応し、納品後 1 年間は無償で対応するものとする。その他の事由で修正等が生じた場合の対応については、委託者との間で協議するものとする。

（６）横浜市の「個人情報取扱特記事項」を参考に、個人情報をはじめとするセキュリティ対策に万全を期すこと。

（７）受託者は、業務の遂行にあたって疑義が生じたとき、本仕様書に定めのない事項または不明な点がある場合は、その都度、委託者と協議の上決定するものとする。